

## 武田神全塾の古文書を読む

## ——起請文・選挙状・稽古呼出状・破門状——

須藤 茂樹

## はじめに — 本稿の目的 —

幕末に日本に來訪した外国人は、日本における文字教育の普及率の高さに注目している<sup>①</sup>。その背景には、わが国における教育機関の発達があった<sup>②</sup>。江戸時代、幕藩体制下では、儒学、とりわけ朱子学が重んじられ、幕府が林家の私塾を保護育成し、各藩が藩校を創設・整備して藩士の教育が行われた。また一方で、貨幣経済の発展や商品作物の生産の浸透のなかで商人や農民が力を蓄え、各地に寺子屋や私塾が創設され、全国に広まった。寺子屋や私塾では、手習いや素読、儒書の講釈などが主であったが、幕末になると武芸なども学ぶようになった。

本報告では、美馬郡脇町（美馬市脇町）に開かれた私塾である神全塾について、紹介してみたい。神全塾は、塾主武田家はじめ塾生の多くは、稲田家家臣、すなわち猪尻侍であり、徳島藩主蜂須賀家にとっては陪臣にあり、文武兼修を目的とした独自の方針で経営された。

二〇二〇年十二月に私塾神全塾・武田家資料の学際的・総合的研究が立ち上げられ、根津寿夫・金原祐樹を中心に徳島市立徳島城博物館（根津・小川裕久・森脇崇文ほか）、徳島県立文書館（金原・徳野隆ほか）、徳島県立博物館（松永友和）、鳴門教育大学（町田哲）、四国大学（須藤）及び坂本憲一・村井道男、逢坂俊雄、松永住美等により調査が開始された。調査

成果は毎年公表していこうとの方針に則り、二〇二二年二月に調査の中間報告として、調査成果報告会を予定していたが、新型コロナウイルス感染症の第六波の影響で延期され、現在に至っている。

四国大学の委託事業である美來創世みま学講座における講演会は、この調査報告会の成果を受けて、報告会後に須藤が行う予定で計画されていたが、それよりも先に行うことになってしまったため、報告会で予定されていたであろう内容を避け、従来の研究成果の範囲内で武田家と神全塾の概要を述べた後、四国大学が撮影などを担当した史料のなかから、古文書を二、三点選び古文書講座の形式で講演を展開したものである。本稿では、その内容を踏まえて論述していきたい。

なお、四国大学では、博物館学芸員資格取得を目指す学生のなかで、山口幸歩（現在、徳島県立文書館勤務）、小部さくら（現在、四国大学大学院文学研究科在学）等古文書に関心を持つ有志四、五人とともに古文書や文化財調査を行っているが、武田家と神全塾の調査においても月一〜二回、各二時間のペースで延べ一五回ほど、学芸員養成の一環として古文書の取り扱いと撮影を実施した。本講演は、その活動の成果の一端でもある。

## 一、武田神全塾資料の概要

神全塾・武田家には多くの資料が残されている。まず、稲田植美（一八一三—一八五三）等稲田当主、武田應呼龍（一七五六—一八三四）名は昌雄、通称は宗作）等武田家当主、篠崎小竹（一七八一—一八五一）稲田家賓師）、篠崎三島（一七三七—一八一三）篠崎小竹養父）、橋本晩翠（一八一二—一八八七）徳島藩儒）、貫名菘翁（一七七八—一八六三）、竹澤寛三郎（後の新田邦光）一八二九—一九〇二）勤王の志士）、藤沢南岳（一八四二—一九二〇）高松藩儒）等阿波・淡路、他国の儒学者など多くの書画が残されている。後に紹介する古文書のなかにも、美術品ともいえるものも多い。篠崎小竹（一七八一—一八五二）、岡本草庵（一八三九—一九〇四）北辺の急務を論ず）らがそれである。脇町の画家藤桃斎（一七五二—一八二〇）の筆になる武田家当主の肖像画も重要な作品である。また、和書、漢書など書籍も多く確認できる。肩衣・袴（袴）など染織類、甲冑・刀剣などの武器・武具類なども残されている。

書画類については、村井道明<sup>③</sup>、古文書については和田哲也<sup>④</sup>の調査成果がある。

藤桃斎が描いた武田尺龍画像など武田家歴代の画像をはじめ、文政四年（一八二一）正月、稲田藝植（一八〇二—一八四七）が書した「神全塾」の扁額、武田應呼龍の俳句「いわされは 寒し背中と 鼻の下」、武田龍淵（一七八九—一八三五）名は龍雄、通称は大輔）・同猶龍（一八一九—一八七八）名は立雄、のち惠雄、通称は禎太郎、後棟輔）の竹図など興味深い作品が多い。

## 二、武田神全塾の古文書

武田家、神全塾の古文書は、膨大で、塾則など塾の運営関係、起請文・

選挙状など師弟関係、書状、日記など多岐にわたる。和田哲也氏作成の目録で、古文書の全貌を知ることができる<sup>⑤</sup>。支配・村政、家に関わるものもあるが、塾の運営や学問・教養、武芸に関するものが多くを占める。塾運営に関しては、塾則・心得、門弟の名面、門弟への回文などがあり、学問・教養関係では近世の漢籍や和書、詩文・和歌・俳句・書画などがある。武芸関係では、起請文や選挙状など入門・認定・伝授関係、関口流や弓術・火術・軍学・故術・礼法などの目録・伝書、野稽古・奉納稽古、他国修行・他流試合など稽古・修業・諸行事などが見られる。あわせて、和田氏の目録の「武田家所蔵史料目録改題」を一読いただきたい<sup>⑥</sup>。

最初に触れたように、和田氏の労作ともいえる目録を基本に、徳島県内研究者による再調査が行われているのが現状である。

## 三、武田家の系譜と神全塾

四国平定戦の功績により豊臣秀吉から天正十三年（一五八五）に阿波を与えられた蜂須賀家政は、重臣を重要地域に配置したが、美馬郡の脇城（美馬市脇町）に稲田左馬充植元を配置し、美馬郡を中心に給地が与えられた。

城番稲田氏によって整備された脇町（美馬市脇町）は、吉野川北岸撫養街道の要地（郷町）として栄えた。元和元年（一六一五）の大坂夏の陣の恩賞で淡路国七万余石を与えられると、稲田氏は淡路の由良城番となり洲本に移り、家臣も多くの淡路に移住した。寛永十四年（一六三七）脇町が藩の蔵入地になると、稲田氏は脇町から大谷川を挟んで東側に隣接する井尻（猪尻）村に移り、西阿波に集中する給地を総括する役所を当地に置いた。

武田氏はこの猪尻村に居住する稲田氏の家臣であった。武田家の系譜については、『稲田家御家中筋目書』や「武田氏系図略」などがあり<sup>⑦</sup>、名倉佳之氏により詳細な検討がなされている<sup>⑧</sup>。

それによれば、以下の通りである。初祖の六車宗丹は脇城主の武田上野

介信定の一族の武田源左衛門の弟であり、本来は武田姓であったが、宗丹は讃岐国雨瀧城主の家老であった六車家の養子となって六車姓を名乗ることになった。雨瀧城落城の際に宗丹は戦死したが、三男宗太夫は母の懐に抱かれて阿波国美馬郡曾江山に逃れ、稲田植元（宗心）に召し出された。この宗太夫から武田家は稲田氏の知行地である井尻（猪尻）に居住することになった。

宗丹から数えて八代目を数えたのが、宗助、後の武田尺龍（雄龍・会心堂・松花軒）である。尺龍は享保元年（一七一六）に生まれ、明和五年（一七六八）に「御用間断なく相勤め、その上武芸心掛け剣術師範など仕まつるにつき（読み下し）」中御小姓役に立身する。尺龍は、関口流剣術師範として稲田家家臣を指導するとともに、自宅に稽古場を設けて門弟を教授するようになった。尺龍は、柔術、日置流（雪荷流）弓術、橋爪流軍法など様々な武芸・兵法を学び、さらには学問も深く修めた。尺龍の跡を継いだ武田宗作（應呼龍・樂水舎・復嬰仙・里竹）は、武芸以外にも経学などの学問にも精通し、自宅に開いた私塾・樂水塾（後の神全塾）で文武両面にわたって教授した。神全塾の実質的な創始者として宗作を位置付けることができる。大輔（龍雄、竜淵・樂山居・春海）、その子禎太郎と続き、禎太郎の代で明治維新を迎えることとなる。明治五年（一八七二）くらいまでは存続したようである。

#### 四、神全塾の開塾と展開

武田旨助（宗助）尺龍は藤田藤五郎貞雄の嫡男であったが、當五郎が病身のため奉公が難しくなり、旨助六歳の時、宗族武田宗七の次男三右衛門を養子として、旨助の姉の梅に嫁がせ家督を相続させた。藤五郎が死亡し、旨助は成長して母を引き取り、別に戸を構えたのである。諱は雄隆、俗称は棟助、尺龍、会心堂、松花軒と号し、俳名は竹翁である。享保元年（一

七一六）に生まれ、寛政元年（一七八九）六月三日に七十二歳で没した。尺龍の嫡男應呼龍が認めた「尺龍翁行状略」を参考に尺龍の文武の修行の実態について見てみよう。

一文武乃藝ニ富メリ、其荒増ヲ数ルニ、関口流劍術・柔術其餘鎖術ヲ兼ヌを始、神尾右馬之丞ニ學ヒ、後若山東呂尚先生に學ヒ、先生没後春齋先生東呂尚先生の子に從テ、其蘊奧ヲ得テ皆傳ス、

一橋爪流軍法を大江祐悦師に學ヒ、後七条浮嵐先生淡州より阿州ニ來レルニ逢テ兵法を談スルに同流ながら傳來の違にや互ニ詳略ある事ヲ知テ、亦改めて七条先生の門ニ入テ終ニ印可ニ至ル、

一武徳流軍法を奥村先生ニ學フ、  
一雪荷流射術を七条浮嵐師ニ學ヒ、印可ヲ得、其後嗣子吾友先生に就テ皆傳ス、

一小笠原礼法を山下一保先生授カル、又沼田唯七先生ニも聞テ皆傳免ヲ皆傳ス、  
和田哲也氏によれば、武田家の武芸・兵法は次のようである。

関口流（劍術・柔術ほか）

（東呂尚嗣子）

雪荷派（射術）

七条浮嵐・同吾友（浮嵐嗣子）

竹内流（小具足・杖）

栗駕八郎兵衛

大寫流（鎗術）

大江先生

武徳流（兵法）

奥村先生

橋爪流（兵流・合武伝法）

大江祐悦・七条浮嵐

清心流（兵法・単騎要法）

上田先生

小笠原流（故実・礼法）

山下一保・沼田唯七

尺龍の嫡男の應呼龍が寛政元年（一七八九）に役所へ提出した届出などによれば、神全塾代々の武術・兵法は、武術は関口流（劍術）・雪荷派（射術）・玉心流（柔術）、兵法は橋爪流・名取流と考えられる。尺龍の稲田

家の勤務については、『稲田家御家中筋目書』を用いて名倉氏が検討をしている<sup>10)</sup>。それによれば、裁判所下代役、井尻書記役、上紙方会所請持兼書記役などを務めており、有能な稲田家家臣として勤務していたことを明らかにされている。「尺龍翁行状略」には、勤務ぶりが記されており、「一君二事へて怠らず公家の利知而ハ為ザル事なく云ワサル事なし、君の下の下吏となりて、政ニ従ひ居けるが、君ニテヤレ徳嶋ヤレ淡州と海ヲ隔川ヲ越ゆるの險ヲも厭ワズ、寒暑ヲサケズ、急の命といえとも、一度も辞スル事なし（下略）」とある。家格も諸役を歴任し、壹人定扶持杖突格、日帳格、中御小姓役へと立身している。この立身は、武道師範として門弟を教授した功績も評価されていることであろう。

なお、東林院（美馬市脇町）に武田家の墓所がある。

## 五、神全塾の武芸の伝達

神全塾の武芸については、「武田家の私塾「神全塾」について―その武芸教育を中心に―」をはじめ和田哲也氏の多くの研究がある<sup>11)</sup>。それらを参考に記す。

武芸の稽古場は、基本的には師範個人の経営による私塾的な存在であり、そこでは流派における技法の修練を核として門弟の指導が行われ、これによって伝統的な技法が代々伝承されていった。和田哲也氏は、近世の私塾研究は学問の塾に限られ、武芸を教授した塾（稽古場）の調査研究はほとんどないとして、武田家の私塾神全塾を事例に研究を行なった。

神全塾は、徳島藩家老稲田家の家臣である武田家が徳島県美馬市脇町猪尻の自宅に開いた私塾で一八世紀後半から明治初年まで存続、武芸と学問の両方を教授する私塾であった。門弟の多くは近隣郷村に居住する稲田家家臣であり、蜂須賀家にとっては陪臣層であった。

関口流は、竹刀打込稽古法の普及と他流試合の活性化のなか、他流試合

への参加と大規模な野稽古を実施するなど先進的な活動をする流派であった。八代目武田旨助（享保二―寛政元年）は、関口流剣術・柔術をはじめ各種の武芸・兵法を学んで、自宅に設けた稽古場で門弟に教授した。九代武田宗作（宝暦六―天保五年）は、私塾（神全塾）で武芸と学問の両方を伝授したことから、実質的な創始者と位置づけられている。十代武田大輔（寛政元―天保六年）を経て、十一代武田禎太郎（文政二―明治一一年）が明治三年頃に閉鎖したものと考えられている。禎太郎は、明治五年（一八七二）に脇町郷学校の助教（分科漢文）になっている。十二代厚之進（静江）は、明治八年（一八七五）に名東県師範期成学校（徳島師範学校）を卒業し、教職に就いている。

門弟は、文政三年（一八二〇）には一一一名で、前述のように、稲田家家臣、同奉公人がほとんどである。学問は素読、会読、輪読などで、教科書は孝経・論語・家語・五経などで、教授の方法は書籍の一部分を抜粋する抄書を重んじた。朱子学に限定しなかった。

武芸は、「兵法を講究することを塾中の規則とす」とし、「三軍の将帥たる法」「一騎前の利用而已論定」で、後者を重視しており、戦闘場面に用いられる実戦的な武芸であった。学んだ流派は、関口流（剣術・柔術）、雪荷流（射術）、橋爪流（兵法）、名取流（兵法）、玉心流（柔術）などである。武田家関口流の関口流は、関口弥六右衛門氏心（柔心）を祖とする。居合、剣術、柔術の三本柱で、実践的な総合武術的性格を持つ、伝統的な業の修練と伝承、さらに応用的・実戦的な業の修練としての試合を重視、すなわち他流試合や野稽古をしばしば行った。

伝授状・証状と伝授階梯であるが、伝授―切紙・目録・免許・皆伝などの位階、伝授状・証状・伝書・聞書がある。選挙状は、有九・亀侯・小典・大典・龍司・鱗長の位階があり、宗作による制定、伝統的伝授と併存した。武田家関口流における位階と取立制度は、六種の選挙状、位階の認定は師家と上位門弟の協議により決定した。直弟子と取立人別門弟、認定権は師

家、推挙は取立人、位階の認定と指導の分離、一種の家元制度で経営基盤であった。その意味では、一種の家元制度と言えた。

和田哲也氏によれば、関口流の特徴は、柔術・剣術・居合の三つを柱とし、実戦的な総合武術的性格を色濃くもっていたとし、多様な型の伝承とともに実用的な業の修練に重きをおいたこと、試合をきわめて重視したことでとされる。

## 六、神全塾の学問と伝達

武田尺龍は、武芸だけではなく、学問の修業にも力を入れた。前掲「尺龍翁行状略」では、医学、漢学、和歌、俳諧など様々な学問をあげている。博く学ぶ姿勢を大事にしている。

尺龍の頃から稽古場に掲げられていたと思われる稽古場掟と垂戒の写しがある。

稽古場掟には、稽古場で笑談雑話を禁止、他人の行いを見て善い所は見習い悪い所は改めよ、稽古の席次は尊卑長幼によらない、礼儀は失うな、稽古の時には湯水を飲むな、他流他門の批判はするな、などを記している。垂戒には、勝負の勝ち負けに遺恨を挟むな、先輩が初心の未熟を笑うな、負け惜しみをいうことは未練至極でその心は修行の妨げになる、昨今入門の人が切磋琢磨して先輩を越すことがあっても先輩が不快の心を抱かないこと、などを記している。

## 七、神全塾の学問と『塾則請正』

神全塾の学問については、名倉佳之氏の論稿がある<sup>12)</sup>。

尺龍から家督相続した宗作、應呼龍が神全塾塾主の初代で、武術・兵法と学問を門弟たちに教授したが、学問修行を考究する史料として『塾則請

正』を検討する。

寛政元年（一七八九）五月二十三日の火災により、尺龍の著作などはすべて焼失したことにより、嫡男の應呼龍が蔵書形成をするともに、『塾則請正』を作成する。福岡藩の儒者山口豊、同郷の京都医学院の教官の儒者・畑維龍が序文を記している。他に多くの附録が書かれている。昨今の学生は武事に疎いが、文武は一体のもので、聖道には不可欠のもので、神全塾では聖学を志し、兵法を購究することを規則とする。また、学問修業では会読による修学、学友相互の切磋琢磨を第一に重視している。他人の説を取ったり、付和雷同することなく自説を見出し出していくことが修学の目的であるとする。「文を以て友を會し、友を以て仁を輔く」と説く。「高声高笑」はほかの習字学の妨げになるので慎むこと、会得の違いもあるので互いに討論すべし、書籍は手荒く扱わず破損・汚穢を禁じ大切にすること、など学問修行の要点を列挙している。應呼龍は、広く修学することが望ましいが、偏重することなく中道を学ぶことが大切であるとした。塾友相互に協力し、切磋琢磨し、日々徳を磨き上げ、自己研鑽することを目的とした。應呼龍は、俳句にも力を入れている。

『塾則請正』の末尾の「塾中定」では、成人だけでなく、幼児からの初等教育をも教え導いていたことがわかる。仮名交じりで、幼児でも理解できるよう配慮している。應呼龍は、「手習い児心得一軸」という巻物を認めている。暗記や清書は重要であるが、褒賞をもって激励し、学習意欲を高めることとした。

## 八、神全塾の古文書を読む

ここでは、神全塾に関する古文書六通を紹介したい<sup>13)</sup>。

### (1) 起請文

まずは、起請文である。

〔史料1〕 (58―002)

敬白起請文之事

一 関口流柔用方御相傳被下忝奉存候、御許無

之内者、難為親子兄弟他見他言仕間敷候、

縦同日二稽古仕候共、執心器用次第二極意

候も御相傳可成候、其時對師不足中間敷候事、

一 前方何様之理方存候共、此流雜中間敷候、

當流他流にも相交中間敷候、勿論無御免

内者、何二而も他と仕相仕間敷候、當時勝

負之像も可為格別事、

一 唯今我ヲ忘中間敷事、

右之条々於相背者 梵天・帝釈

四天王惣而日本國中大小之神祇、

殊ハ氏神八幡・皇大神宮・摩利支尊天

之神罰冥罰思可蒙者也、仍而

起請文如件、

寛政十一未 佐和山丹下

八月日 貞芳(花押)

武田波知良殿

〔史料1〕は、寛政十一年(一七九九)八月、武田波知良に対して、佐和山丹下が出した関口流柔術の相伝について親兄弟であっても他言しない旨を誓約した起請文である。起請文には、お手本となる雛形が残っており(58―001、58―013)、また寛政十二年付武田八郎宛山野英二貞起請文(58―003)、文化五年四月日付吉田惣作ほか起請文など多くの起請文が残されている。

(2) 選拳状

つぎに選拳状である。

〔史料2〕 (58―016)

(朱印) 選拳之状

足下積日之功相顕、藝術

上達雀躍之至二候、因之

大典已上被遂相談、有九

令昇進候、此後無怠倦

御切磋肝要二候、以上、

(朱印)

武田應呼(朱印)

寛政五癸丑年

春三月吉辰

佐藤種四郎殿

(朱印)(花押)

〔史料3〕 (58―030)

(朱印) 選拳之状

足下積日之功相顕、藝術

上達雀躍之至爾候、因茲

大典以上相談之上、有九

令昇進候、此後無怠倦

御切磋肝要爾候、已上、

取立

郷司橋次

師家

武田禎太郎

嘉永三庚戌年 惠雄(朱印)(花押)

春 三月吉辰

浦原傳三郎殿

「史料2」「史料3」は、上達したので、「有九」に昇進した旨を伝えたものである。

(3) 免許導帖

次に免許導帖である。

〔史料4〕(58―048)

(朱印)

関口流藝術諸生

取立令許可候、尤

随分心乎用比軽忽之

指揮不可有之候也、且

教学相長須留之

心得專一之事示那、以上、

武田猶龍

慶応四年戊辰

秋八月吉辰(朱印)

(朱印)真雄(花押)

逢坂忠二郎殿

〔史料4〕は、慶応四年(一八六八)八月、逢坂忠二郎に対して、「関口流藝術諸生取立」を許可し、教学を専一にすることを記したものである。

(4) 稽古

稽古に関する史料も多く見られる。正月二十一日付武田敬助ほか宛回状(32―087)によれば、毎年嘉例により、正月三日に文武稽古始を行っていることがわかる。

〔史料5〕(32―037)

一三月十六日若シ雨天

之節者同十八日舞中嶋

大塚嘉八郎宅において

終日稽古、

一三月廿四日若シ雨天

之節者同廿六日北原

佐藤東太宅において

終日稽古、

萬一雨天之節八同六日

一四月四日舞中島村

東北川原において御見分

野稽古、

以手紙得御意候、遂日

春和相増候所、態□座

可□本御座奉□□候、然者

別紙尙通、稽古出来

時候間、必々御出會可下候、

此段御通達如斯二

御座候、以上、

武田禎太郎

三月十日

武田敬助様

(以下二三名略)

一条目には舞中島の大塚嘉八郎宅で終日稽古とある。雨天の場合は二日後に順延している。稽古場所については、いろいろな場所で行われており、郡里願勝寺(美馬市美馬町)において剣術稽古(32―40)が実施されている。

る。

七月十八日付御屋敷内當門御一統様宛武田禎太郎回文(32―003)には、「備前之武者修行日幡光之助と申仁参り居申、明早朝稽古場ニおいて稽古致出来候間、御出懸有之候」とあり、東都之修行者(32―009)というのもあって、他国の武者修行との稽古も頻繁に行われていたようである。また、「須本七條弥三左衛門先生分明後十一日鍛術稽古致拜見度旨」(32―17)という依頼に対応している。

三月二十五日付武田敬助ほか宛神全塾回文(32―041)によれば、「若シ天氣雨天ニ候得者、晴天次第穴吹小川筋中洲ニおいて八幡宮江奉納稽古出来仕候間、必出張可被下候」とあり、寺社などで奉納稽古を行うこともあった。また、三月十九日付林勝之助ほか宛武田禎太郎回文(32―044)によれば、「舞中島村東川原ニおいて勢見山 金毘羅神江奉納稽古致出来候間、必御出入」と舞中島村東川原で勢見山金毘羅神社への奉納稽古を行っている。これらの史料から、稽古の実態が見えてくる。

#### (5) 破門

最後に破門に関する古文書を見てみたい。

〔史料6〕 (32―096)

覚

梶浦四方之助今般

不恐

上御成并對師家

御意不心得相働候段、

於武道有名間敷次第

依之此度及破門候間、

門人方一統右様被相嚴

於武藝者、聊相交候

義差留候間、忝段

与承置候様通達ニ

相及候事、

師家

月日

関口流武術

門人衆中

右御申聞致承知候、以上、

何の某

々々

何某庄屋

何の某

々々

〔史料6〕は、師家に対して不心得の行動があったので、武道にあるまじき行為として破門する、よってその者と交際することを禁止する旨を関口流の門人たちに伝達した文書の雛型である。

#### おわりに ― 阿波西部に花開いた武芸・学芸の華 ―

以上、武田神全塾について、先学の業績に学びながら、設立、展開、終焉、さらに武芸、学問について紹介し、武芸関係の古文書を六通ほど翻刻・解説を行った。厳しい修行が課せられたことが推察される。

稲田家家臣の文武修学の場となった私塾武田神全塾は、宝暦・明和頃の尺龍を祖とし、剣術師範となり、應呼龍は私塾の基盤を整え、龍淵、猶龍と継承され、明治維新に終焉を迎えた。自由な気風の中で、稲田家家臣や周辺の郷士たちは、真摯に武芸・学問を兼ね備えるべく互いに切磋琢磨し、それらを修めていった。まさに美馬という阿波西部に、花開いた武芸・

学芸の華、その拠点が神全塾であったのである。

### 【註】

- (1) 青木美智男「幕末期民衆の教育要求と識字能力」(『講座日本近世史7 開国』有斐閣 一九八五年)。
- (2) 大石学「江戸の教育力 近代日本の知識基盤」(東京学芸大学出版会 二〇〇年)、沖田行司「藩校・私塾の思想と教育」(日本武道館 二〇一一年)ほか。
- (3) 村井道明編著『阿波書人稲田家中・篠崎小竹―脇町武田家史料 第一集』(私家版 二〇一〇年)。
- (4) 和田哲也『徳島県美馬郡脇町 武田家所蔵史料目録』(脇町文化史研究会 一九九三年)。和田哲也「武田家の私塾「神全塾」について―その武芸教育を中心に―」(『日本の教育史学(教育史学会紀要)』第三五集 一九九二年)、和田哲也「文政期の西日本における槍術他流試合について―武田家文書「諸国剣術修行帳」の分析を中心に―」(『香川大学教育学部研究報告』一部八七号 一九九三年)、和田哲也・友添秀則「近世後期における剣術のスポーツ的展開―武田家の関口流における野稽古を中心に―」(『体育学研究』三八―五 一九九四年)、和田哲也「武田家の関口流における野稽古とその実施形態の変化」(『スポーツ史研究』一一号 一九九八年)、和田哲也「武田家の関口流における伝授状について」(『信州大学教育学部紀要』一〇一―二〇〇〇年)、など。
- (5) 和田哲也『徳島県美馬郡脇町 武田家所蔵史料目録』(脇町文化史研究会 一九九三年)。
- (6) 註(5) 前掲書。
- (7) 脇町史編纂委員会編『脇町史』上巻(脇町 一九九九年)、猪井達男編『稲田家御家中筋目書』(一九七六年)。
- (8) 名倉佳之「私塾・神全塾について」(徳島地方史研究会創立三〇周年記念論集刊行委員会編『徳島地方史研究会創立三〇周年記念論集 阿波・歴史と民衆』Ⅲ『徳島地方史研究会創立三〇周年記念論集刊行委員会 二〇〇〇年』)。

- (9) 名倉註(8) 前掲論文。
- (10) 名倉註(8) 前掲論文。
- (11) 和田哲也註(4) 前掲論文。
- (12) 名倉註(8) 前掲論文。
- (13) 武芸については、二木謙一・加藤寛他『日本史小百科 武道』(東京堂出版 一九九四年)、魚住孝至『日本の伝統文化6 武道』(山川出版社 二〇二年)を参考にした。

### 【付記】

本稿は、古文書の所有者である御当主武田大輔氏のご理解のもとに実施している史料調査の一端である。種々ご便宜を図っていただいた武田大輔氏に深甚の謝意を表する次第である。

なお、本稿は二〇二二年一月二五日(金) 一三時三〇分―一五時に美馬市「小星ベース」で行われた美来創世みま学講座での講演を基に執筆したものであることを付記する。

(四国大学文学部日本文学科日本文化史・博物館学研究室 教授)



写真1 東林院本堂



写真3 武田龍淵墓 東林院



写真2 武田尺龍墓 東林院

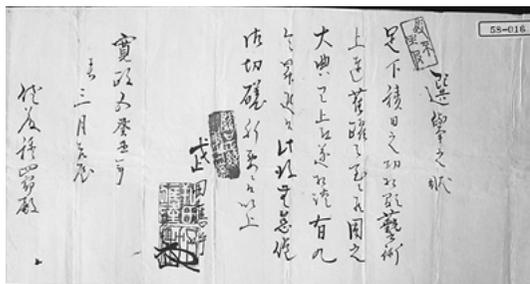


写真5 【資料2】選挙状



写真4 【史料1】起請文

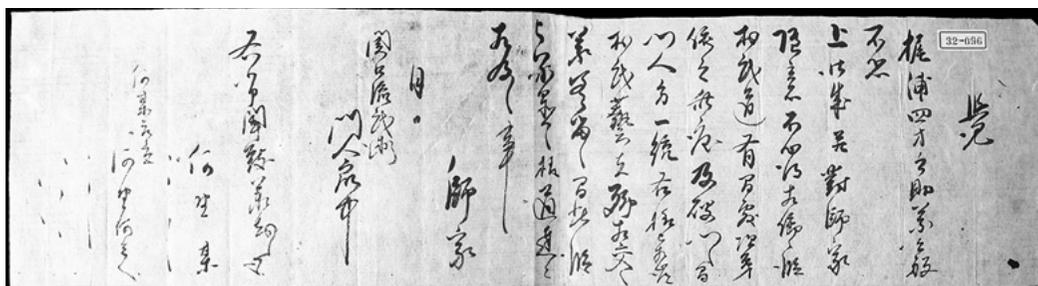


写真6 【史料3】破門回状